

(別添1)

シニアベンチャー研究会委員リスト（敬称略）

座長 花田 光世 慶應義塾大学総合政策学部教授
岩尾 啓一 (株)ウェイ・ステーション代表取締役会長
上田 宗央 (株)パソナ副社長
大河原愛子 (株)ジェイシー・フーズ取締役社長
沖 幸子 フラオグルッペ (株)代表取締役社長
志太 勤 シダックスグループ代表
関 靖彦 (株)CSK顧問
千本 倖生 慶應義塾大学大学院経営管理学科教授
高橋 俊介 ピープル・ファクター・コンサルティング
田代 泰久 バブソン大学アーサー・M・ブランク起業研究センター
日本代表・研究員
中原 紀 三洋電機 (株)客員、前足利工業大学客員教授
成田 重行 (株)ヒューマンルネッサンス研究所代表取締役社長
堀場 雅夫 (株)堀場製作所取締役会長
矢野 孝明 東京海上火災保険 (株)公務開発部長
山田 栄子 (財)ニューメディア開発協会
メロウ・ソサエティ 構想推進部次長
(オブザーバー)
伊藤 楯軌 前 (社)ニュービジネス協議会専務理事
桜町 道雄 前産業基盤整備基金総務課長
事務局)
杉田 定大 通商産業省産業政策局新規産業課長
藤原 豊 前通商産業省産業政策局新規産業課課長補佐
通商産業省産業政策局流通産業課課長補佐
南 智大 通商産業省産業政策局新規産業課事務官
河内 尊教 前通商産業省産業政策局新規産業課事務官

高田 伸朗 (株)野村総合研究所主任研究員
山本 史門 (株)野村総合研究所研究員

(別添2)

「シニアベンチャー研究会」における検討経緯

1. 研究会の開催状況（計5回）

各回において、個別のテーマについて、委員による議論・検討を行った。

①第一回 平成10年12月10日）

- －シニアの起業活動の活性化に向けた基本的考え方について
- －創業・ベンチャー企業支援策について

②第二回 平成11年1月29日）

- －人材バンク等について
- －中高年者の起業促進のための課題と対応策
- －中高年の起業へのプロセスと阻害要因について

③第三回 平成11年2月24日）

- －地域コミュニティをベースとした起業支援
- －中高年の転職について
- －就業規則における兼業禁止条項に関して
- －起業に結びつきやすい人材のタイプと阻害要因や必要な施策について

④第四回 平成11年3月17日）

- －シニアベンチャー研究会報告書骨子（案）について

⑤第五回 平成11年4月16日）

- －シニアベンチャー研究会報告書（案）について

2. 起業志望者に対するグループインタビュー及び中高年起業家への個別インタビュー

起業を考えている、及び実際に起業した中高年者を対象として、グループインタビューを実施した。

①志太起業塾グループインタビュー 平成11年1月20日 参加者6名）

②CSK土曜大学グループインタビュー 平成11年2月6日 参加者7名）

また、平成11年1月に、中高年起業家4名への個別インタビューも実施した。

2. 有識者に対する個別インタビュー

平成 11 年 1月から2月にかけて、起業関連雑誌、中小企業関連団体の有識者 2名に対し、個別インタビューを実施した。

4. 人事・人材育成体系等に関する企業インタビュー

平成 11 年 2月から4月にかけて、電気機器製造業、素材製造業、機械製造業、金融、情報産業、エネルギー産業等の9社に対し、人事・人材育成体系に関するインタビューを実施した。

(別添 3)

中高年者にも活用可能な創業支援施策の代表例

以下に、政府等が実施している創業支援施策の中で、中高年者にも活用可能なものの代表例を掲げる。ここでは、支援メニューに応じて＜融資による支援＞、＜債務保証等による支援＞、＜助成金による支援＞、＜研修・経営資源に関する支援＞、＜人材確保に関する助成金＞に分類を行っている。

＜融資による支援＞

制度名	新規開業者向けマル経融資（新経）制度
制度概要	商工会、商工会議所の経営指導を6ヶ月以上受けた新規開業者等に対し、開業資金を無担保・無保証で低利融資する。平成10年1月に、経験を有する分野の事業を開業する者を貸付対象とする新規開業者向けマル経融資（新経）制度が創設され、また、平成10年10月からはサラリーマン失業者等の新規開業資金を融資対象に追加した。 ・対象資金 開業のための設備・運転資金 ・融資限度額 550万円 ・貸付期間 設備資金7年 運転資金5年（据置6か月以内） ・貸付金利 年2.05%（平成11年7月現在） ・担保・保証 無担保・無保証人 ・融資条件 以下の全ての条件を満たす者。 ①6か月以上商工会・商工会議所の経営指導を受けていること。 ②開業資金の1／2以上の自己資金を確認できる者であること。 ③所得税・法人税等義務納税額を完納していること。
問合せ先	各地の商工会・商工会議所



制度名	女性・高齢者起業家向け低利融資
制度概要	創業意欲のある女性や高齢者（55歳以上）を対象として、低利融資を行う。 ・融資限度額 中小企業金融公庫 7億2千万円（運転資金は2億5千万円） 国民金融公庫 7千2百万円（運転資金は48千万円） ・貸付金利 2.1%（雇用情勢の特に厳しい地域や事業に新規性がある場合には2.0%、土地取得以外の設備資金については、2.05%）。（金利については、平成11年7月現在） ・国民金融公庫については、借入時より1年間は利息支払いを据え置くことができる。
問合せ先	中小企業金融公庫(03-3270-7908) 国民金融公庫(03-3270-4649)

<債務保証等による支援>

制度名	信用保証協会による創業支援債務保証
制度概要	創業前の個人や創業後5年以内の中小企業者を対象として、信用保証協会が無担保・第三者保証不要の債務保証を行う。 ・対象資金 開業及び開業後に必要な設備・運転資金 ・保証額 1000万円まで（開業前は自己資金と同額まで） ・担保・保証 無担保・無保証（法人の場合は代表者を保証人とする） ・保証料 各信用保証協会によって異なる。 ・保証対象者 以下のいずれかの条件に該当する者 ①事業を行っていない個人で1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者 ②事業を行っていない個人で2か月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有する者 ③新たに中小企業者である会社を設立し、その新会社において事業を開始する具体的計画を有する新事業創出促進法上の中小企業者であって、かつ、中小企業信用保険法上の中小企業者 ④創業後5年以内の新事業創出促進法の中小企業者であって、かつ、中小企業信用保険法上の中小企業者
問合せ先	(社) 全国信用保証協会連合会(03-3271-7201)

制度名	産業基盤整備基金による債務保証及び出資制度
制度概要	既存会社からの分社化による新会社・共同子会社の設立に対して、産業基盤整備基金が債務保証や出資を行う。 ・対象資金 設立に必要な設備・運転資金 ・保証限度 最大15億円（60%は担保が必要） ・保証範囲 借入金及び社債の元本の70% ・出資限度 一企業当たり1億円（資本金の30%以内） ・保証対象者 以下の全ての条件に該当する者 ①事業革新法の特例による承認を受けた事業革新計画に従って設立された会社であること。 ②設立後5年以内であること。
問合せ先	産業基盤整備基金(03-3241-6283)

＜助成金による支援＞

制度名	中小企業総合事業団による新事業開拓助成金
制度概要	中小企業総合事業団が、新規性・成長性のある新たなアイデアの具体化に挑戦するベンチャーによる試作開発やサービス実践に対し、専門家による重点的・多面的指導を行いながら、助成金を交付する。 ・助成対象者 以下のいずれかの条件に該当する者 ①現在事業を営んでいない個人で、1か月以内に創業する予定である者 ②現在事業を営んでいない個人で、2か月以内に中小企業である会社を設立する予定である者 ③設立7年未満の中小企業者 ・助成条件 以下の全ての条件を満たしている者 ①第三者から100万円以上の資金提供（借入れを除く）を受けているか、受けることが確実であること ②通商産業局、都道府県、商工会議所、商工会連合会、ベンチャー財団等からの推薦を受けていること。 ・助成金額 対象経費の1／2以内で100～500万円以内 ・助成内容 ①事業実施期間は12か月以内。 ②助成対象経費は試作開発、サービス実践、販路開拓のための費用（単なる開業資金、通常の事業資金は含まれない）。 ③助成事業者は助成対象事業についての専門家の指導が受けられる。
問合せ先	中小企業総合事業団(03-3433-8811)

＜研修・経営資源に関する支援＞

制度名	新規事業人材サポートプログラム
制度概要	豊富な知見や人脈を有する大企業の退職者等（平成11年3月末約1500人）を中小・ベンチャー企業に対し、アドバイザーとして派遣し、経営・営業面等についてアドバイスを行う。平成9年度より実施されており（(財)ベンチャーエンタープライズセンターに委託）、平成10年度には、アドバイザーを全国規模で派遣する体制を整備。 ・料金 原則として無料 (但し、宿泊を要する場合はその費用) ・アドバイス分野 営業、財務、経理、技術 ・アドバイス内容 具体的な問題の解決方法や必要な人的ネットワークの紹介等
問合せ先	(財) ベンチャーエンタープライズセンター(03-3545-4081)

制度名	新規開業応援セミナー
制度概要	全国商工会連合会・日本商工会議所が各都道府県で、創業を検討又は予定している者（平成11年度は約3万人を予定）を対象として、会社の設立方法、事業運営の基礎知識及びマーケット情報についてのセミナーを開催。11年度は5～7月、9～10月、11～12月、1～2月の各期間に各都道府県で開催予定。
問合せ先	全国商工会連合会(03-3503-1256) 日本商工会議所(03-3283-7847)

制度名	中小企業事業団による新規創業支援事業
制度概要	創業支援策の一環として、中小企業事業団が全国9ヵ所の中小企業大学校及び10主要都市において、新規創業を意図する方（具体的創業計画を有する方）を対象に、会社設立、資金調達、販路開拓等創業に必要な実務知識を提供するとともに、参加された方々のビジネス・プランを精緻化していただくため、創業の成功事例の紹介、グループ討議等を内容とする5日間の研修を開催（5月15日～9月3日の間、平成11年度は約1,000人を予定）。
申込・ 問合せ先	各中小企業大学校： 旭川校(0166-65-1200) 仙台校(022-392-8811) 三条校(0256-38-0770) 東京校(042-364-1191) 瀬戸校(0561-48-3400) 関西校(0790-22-5931) 広島校(082-278-5800) 直方校(0949-28-1144) 人吉校(0966-22-1455)

制度名	情報システム活用型シニアベンチャー支援事業
制度概要	高齢者・障害者が参加するシニアベンチャー等（地域活性化事業）の事業促進や情報化等をバックアップするシステムとして、相談支援、ネットワーキング（仲間づくり支援）、情報提供などの機能を持ったサポートシステムを構築する。 このため高齢者の知識や経験を活かし、かつ、事業実施にあたって、高齢者が多数参加している高齢者参加型事業（シニアベンチャー）を対象とした公募を実施し、シニアベンチャーの掘り起こしと、高齢者・障害者参加型事業活性化のための情報化支援を行う。 ・公募の対象例 ①高齢者の知識や経験を活かした商品・サービスの企画・生産・販売 ②高齢者の知識や経験を活かした配送サービス ③高齢者の知識や経験を活かした育児・介護支援 ④高齢者の知識や経験を活かした各種相談事業 ⑤高齢者の知識や経験を活かした情報提供サービス ・支援内容 高齢者参加型事業を活性化するための情報化に必要な指導・助言、ハードウェア・ネットワーク環境・ソフトウェアの整備・開発等に関する費用の負担（平成11年度は採択件数20件、1件当たり500万円程度を予定。公募期間は4月から6月中旬を予定）。
問合せ先	(財) ニューメディア開発協会(03-3454-8541)

＜人材確保に関する助成金＞

制度名	中小企業労働力確保法による助成
制度概要	創業や異業種進出を行い労働者を雇い入れる中小企業者に対して労働者の賃金や雇用管理制度の改善にかかった費用等について、助成を行う。 ・内容 ①中小企業雇用創出人材確保助成金 創業や異業種進出のために、労働者を雇い入れた場合、労働者（6人まで）の賃金の1／3（緊急雇用開発プログラム期間中は1／2）を1年間助成する（雇用保険の基本手当日額最高額の300日分を上限とする）。 ②中小企業雇用創出雇用管理助成金 創業や異業種進出のために、雇用管理制度の改善を行う場合、要した費用（20万円以上）の1／2を最高100万円まで助成する。 ③中小企業雇用創出等能力開発給付金 創業や異業種進出のために、従業員の教育訓練を行う場合、要した費用の3／4及び、その間の賃金の3／4を助成する（支給の限度がある）。 ・助成条件 以下の全ての条件に該当する者 ①創業や異業種進出の準備を始めてから6か月以内に、都道府県知事から改善計画（労働者確保・育成のために事業主が行う雇用管理改善の事業についての計画）の認定を受けること。 ②創業や異業種進出に伴う経費が300万円以上であること。
問合せ先	最寄りの雇用促進センター